

# 「平成28年度建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定について

---

平成28年4月

# 平成28年度業務ガイドラインの改定ポイント

○政府調達に関する協定の金額変更: 6,000万 → **7,400万**

○簡易公募型競争入札、指名競争入札、一般競争入札方式において、見積もりを徴収した場合の採用歩掛通知を「メール又はFAX」→「**電子入札システム**」に変更

○国土交通省登録技術者資格制度改正(H27.10)により、「計画・調査・設計分野の追加」「維持管理分野の拡充」に伴い、設計図書に**照査技術者の配置が定められている場合は評価**を追加する。(別紙-1)

○予算決算及び会計令85条の**基準の変更** (低入札価格調査基準の見直し)  
平成28年4月1日以降公告(公示)する業務に適用する。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。

## 【現行】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

## 【改定】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に <b>10分の8</b> を乗じて得た額	諸経費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額

# 技術者資格制度のこれまでの検討経緯等

平成24年 7月

国土交通大臣より諮問 ⇨ 社会資本整備審議会、交通政策審議会

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申

今後の社会資本の維持管理更新のありかたについて 答申  
本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定

**1. 点検・診断に関する資格制度の確立**

平成26年 4月

社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手

点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言

「社会資本メンテナンスの確立にむけた緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の  
提言・公表

平成26年11月

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示

技術者資格制度小委員会 計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手

**主旨** 社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

### 1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
  - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

### 2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
- 社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
  - (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
  - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
  - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

### 3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
  - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
  - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者以外に外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
  - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
  - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

### 4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
  - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
  - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
  - ③ 登録にあたっての確認事項
    - ・団体の運営管理体制
    - ・資格試験等の運営・審査体制
    - ・資格付与試験等で求める技術的事項
    - ・資格取得者の管理体制
    - ・資格取得後の更新規定
    - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
  - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
  - ② 資格の運営状況を定期的に把握
  - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

### 5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

### 6. 今後の更なる検討に向けて

- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

着色は、登録規程に採用した主な事項

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

＜民間資格の登録等のプロセス＞

登録規程の枠組み

**①点検・診断等の業務に必要な知識・技術を登録要件として明確化**

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術			...	...	
診断	...	...	...	...	...	

**②民間資格を公募**

**③民間資格を業務内容に応じた必要な知識・技術を有するか評価**

**④登録要件を満たす民間資格を登録**

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	...	
診断	...	...	...	...	...	

外注業務において登録された資格を活用

国土交通省  
評価案

評価案に対する  
意見聴取

技術者資格制度  
小委員会



# 登録等の流れ

## 登録規程（登録要件の明確化）

### 登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- **資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること**
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認・登録

登録申請

※5年毎の登録更新

### 申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

民間資格の保有者

講習、研修の受講、CPDの取得等

登録資格公示

資格の活用

### 発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■

知識・技術を求める者:  管理技術者  
 担当技術者  
 管理技術者と担当技術者両者

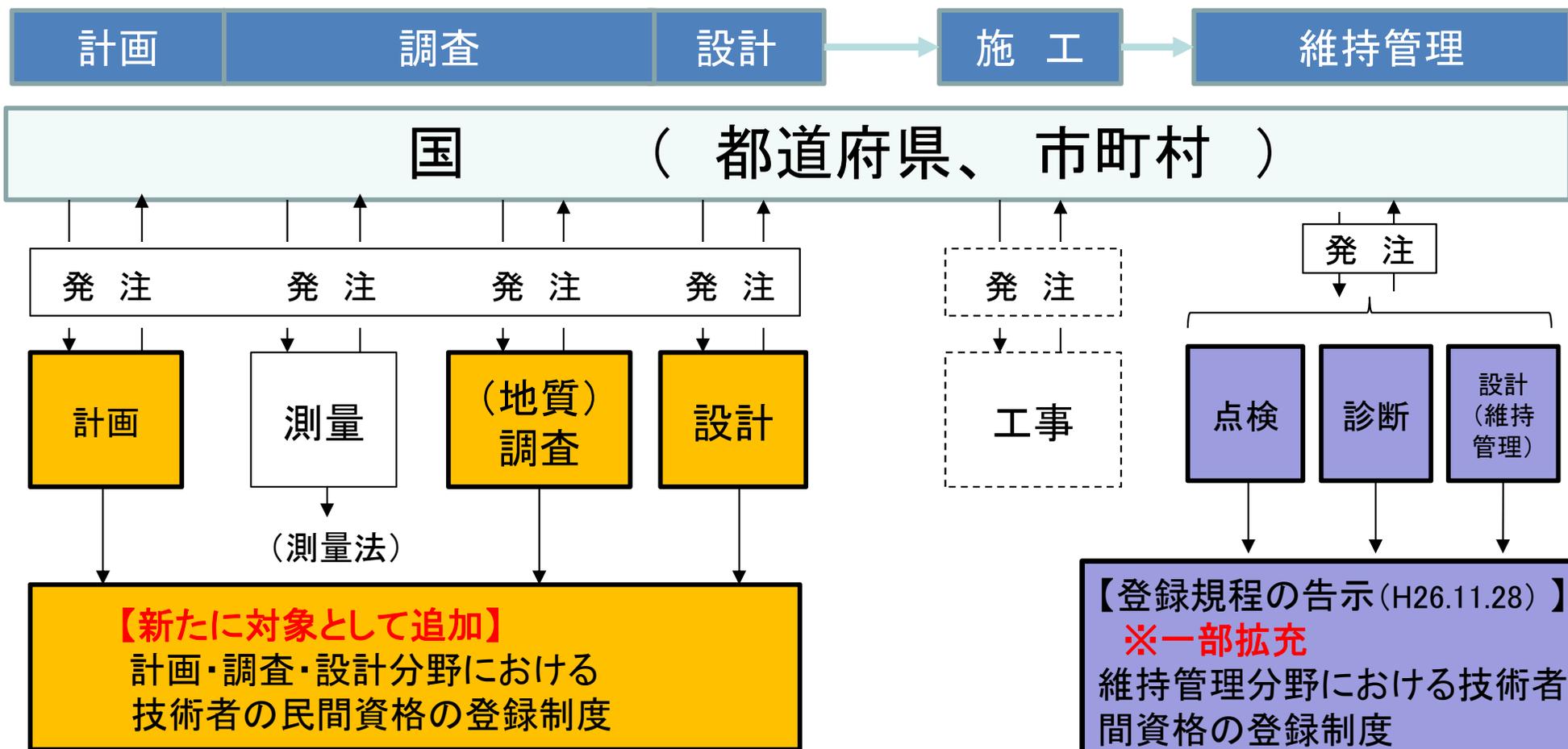
注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

# 民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野を対象に追加あわせて、点検・診断等の維持管理分野も拡充。  
⇒平成27年10月16日 技術者資格登録規程 改正

**※改正を踏まえたH27年度の公募を実施(受付期間:10/19~12/11)**

## (概念図)





# 計画・調査・設計分野における対象とする区分（施設分野—業務—知識・技術を求める者）

		専門分野														横断分野		
部門	河川、砂防及び 海岸・海洋					港湾及び空港		道路			下水道	造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	建設環境
施設分野等	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	電気施設・通信施設・制御処理システム	地質・土質	建設環境
業務																		
計画	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	□	□
設計	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者: □ 管理技術者

○ 管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

# 維持管理分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

拡充

拡充

拡充

施設分野等 業務分野	道路			河川	砂防			海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	トンネル	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設（遊具）	土木機械設備
点検	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■	■
診断	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■	□
設計 (維持管理)	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■	■

知識・技術を求める者:

- 管理技術者
- 担当技術者
- 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

●維持管理分野(点検・診断等業務) ※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数		
	H27.1	H28.2	計
土木機械設備 ※拡充	—	2	2
公園(遊具)	0	4	4
堤防・河道 ※拡充	—	0	0
下水道管路施設 ※拡充	—	1	1
砂防設備	1	1	2
地すべり防止施設	2	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	3
海岸堤防等	4	0	4
橋梁(鋼橋)	16	13	29
橋梁(コンクリート橋)	17	12	29
トンネル	5	13	18
港湾施設	4	0	4
空港施設	0	1	1
計	50	49	99

●新設分野(計画・調査・設計業務)

施設等名	登録資格数 (H28.2)
地質・土質	9
建設環境	2
電気施設・通信施設・制御処理システム	1
建設機械	1
土木機械設備	1
都市計画及び地方計画	1
都市公園等	2
河川・ダム	2
下水道	1
砂防	2
地すべり対策	2
急傾斜地崩壊等対策	3
海岸	12
道路	3
橋梁	3
トンネル	2
港湾	14
空港	1
計	62

## 配置予定管理技術者の資格に関する要件

### ◇標準

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ②博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】
- ③国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇ー業務:〇〇)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野ー業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
- ④RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
- ⑥土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】

■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格※の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。

■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

■測量業務における測量士については要件として設定しない。

## 2) 評価基準 【プロポーザル方式】

### 基本事項(技術者): 資格に関する要件

標準配点  
照査技術者を配置する業務  
の場合は合計点が105点と  
なる

基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	◎	5	
		業務実績	◎	5	
		業務成績	—	10	
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	—	4	
		地域精通度 (地域での業務経験)	—	5	
		手持ち業務量	○		
		直接雇用関係	△		
	照査技術者	資格	○	5	照査技術者を配置する場合は原則設定する。
担当技術者	資格	△	3	国交省登録技術者資格対象業務は設定すること。	
小計				29	
企画提案書	実施方針	◎	10		・ヒアリングの結果を企画提案書に反映
	業務実施体制	◎	5		
	特定テーマ1	◎	50	25	
	特定テーマ2	◎		25	
	小計			65	
参考見積	業務コストの妥当性	—	◎		不適切な場合は特定しない。
合計				105	

#### (1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究)
3	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

#### (2) 配置予定担当技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

#### (3) 照査技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究)
3	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

## 2) 評価基準 【総合評価落札方式】

### 基本事項(技術者): 資格に関する要件

#### 標準配点

照査技術者を配置する業務の場合には技術者信頼度の評価点を2点とし、合計点の60点を変更しない

基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	◎	3	
		業務実績	◎	3	
		業務成績	—	10	
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	—	2	
		地域精通度 (地域での業務経験)	—	3	
		手持ち業務量	○		
		直接雇用関係	△		
	照査技術者	資格	○	2	照査技術者を配置する場合は原則設定する。
担当技術者	資格	△	2	国交省登録技術者資格対象業務は設定すること。	
小計			20		
技術案書	実施方針	◎	15	10	・ヒアリングの結果を企画提案書に反映
	業務実施体制	◎	15	10	
	特定テーマ1	△	—	10	
	小計		30	30	
合計			60		

#### (1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究)
2	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

#### (2) 配置予定担当技術者

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

#### (3) 照査技術者

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○—業務:○○)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。